

和歌山県飲食店感染拡大防止対策助成金交付規程

(趣旨)

第1 知事は、和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度に関する要綱（令和3年4月21日制定。以下「認証制度要綱」という。）第4の規定による認証（以下「認証」という。）の取得に係る取組等を支援することにより、事業者の感染症予防対策を促進し、県民が安心して施設を利用できる環境を整備するため、予算の範囲内で飲食店感染拡大防止対策助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの規程に定めるところによる。

(事務局の設置)

第2 知事は、第1の目的を達成するため、助成金に係る事務局（以下「事務局」という。）を設置し、交付に必要な事務を事務局が行う。

(交付対象者)

第3 助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の(1)から(4)までのいずれも満たす者とする。

- (1) 県内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業の許可を受け、店舗を運営する事業者であること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び知事がこれと同等と認める者であること。
- (3) 認証制度要綱第4の2に規定する認証事業者であること。
- (4) 事業継続の意思がある者であること。

(宣誓事項)

第4 次の(1)から(7)までのいずれにも宣誓した者でなければ、助成金を支給しない。

- (1) 提出する書類に虚偽がないこと。
- (2) 第3の要件を満たしていること。
- (3) 第5の不交付要件に該当しないこと。
- (4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に虚偽の申請を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金を受け、又は受けようとすることをいう。）が発覚した場合には、第16の規定に従い助成金の返還を行うこと。
- (5) 県又は事務局の職員が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- (6) 必要があるときは、第19の規定により情報を提供することに同意すること。
- (7) この規程に従うこと。

(不交付要件)

第5 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、助成金を交付

しない。

- (1) 既に助成金の交付を受けた者（第11の3の規定による再度の交付決定を行う者を除く。）
- (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなくなるまでの者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者の他、本助成金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

（助成対象事業及び対象経費）

第6 助成の対象となる事業は、交付対象者が第3の(1)の許可を受けている店舗において、感染防止対策として別表に掲げる対象物品を整備する事業とする。

2 助成の対象となる経費は、交付対象者が令和3年4月1日から同年10月29日までの間において、別表に掲げる対象物品を購入するために要した経費のほか、知事が感染拡大防止対策として適当であると認める経費とする。ただし、国の助成金等を充当して行う物品の購入に係る経費を除く。

（助成金の上限額）

第7 助成上限額は1店舗当たり30万円とする。

（助成金の交付額）

第8 助成金の交付額は、助成対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）と助成金の上限額とを比較して低い方の額とする。

（助成金の交付の申請）

第9 助成金の交付の申請をしようとする者は、「飲食店感染拡大防止対策助成金交付申請書兼実績報告書」（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、知事に対し、郵送又は事務局が別に定める方法により提出しなければならない。

（交付申請の期間及び添付書類等）

第10 助成金の交付申請期間は、令和3年7月28日から同年10月29日までとする。

2 第9に規定する助成金の交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別記第1号様式別紙
- (2) 宣誓書（別記第2号様式）
- (3) 助成の対象となる備品等の領収書や明細等の写しを貼り付ける台紙（別記第3号様式）

式)

(4) 備品等が店舗に設置されている写真を貼り付ける台紙（別記第4号様式）

(5) 振込先口座確認書（別記第5号様式）

※申請者が、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座

(6) 役員名簿（別記第6号様式）

※法人の場合のみ添付

(7) その他知事が必要と認める書類

（助成金の交付の決定）

第11 知事は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金の交付が本規程その他関係法令等で定めるところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をし、通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

3 知事は、交付の決定の後に申請者の責によらない事由により交付の決定の変更をする事由が生じたときは、再度の交付の決定をすることができる。

（交付条件）

第12 交付対象者は、助成金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等を助成金の交付を受けたのち5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

（申請の取下げ）

第13 助成金の交付の申請をした者は、交付決定が行われるまでの間、当該申請を取り下げることができる。

（助成金の交付）

第14 知事は、第11の交付の決定後、申請者に対して助成金を速やかに交付するものとする。

2 知事は、第11の3による再度の交付の決定を行った場合において、再度の交付の決定を行った額と既に支払った額に差がある場合は、その差額を交付することができる。

（決定の取消し）

第15 知事は、交付対象者（法人にあっては、その役員を含む。）が第5に規定する助成金の不交付要件に該当することが判明したとき、又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第16 知事は、第11の3の規定により助成金の減額による再度の交付の決定をした場合、又は第15の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合には、交付対象者の当該減額又は取

消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第17 交付対象者は、第16の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第18 知事は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付対象者に対して報告をさせ、又は県若しくは事務局の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の県又は事務局の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(申請内容の公表等)

第19 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、この規程に基づく業務において取得した個人情報等を国等の関係機関に提供し、又は申請者の名称、代表者名及び助成金の内容等に関する情報を公表することができる。

(その他)

第20 この規程に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月28日から施行する。

別表（第6関係）

No.	項目	No.	項目
①	消毒液（手指用、設備用等）	⑪	セルフレジやキャッシュレス決済機器等の非接触対応レジ
②	使い捨て手袋	⑫	網戸
③	フロアマーカ	⑬	換気扇
④	ペーパータオル	⑭	サーキュレーター（扇風機を含む）
⑤	非接触ディスペンサー	⑮	エアコン（抗ウイルスに効果が認められるもの）
⑥	非接触型水栓	⑯	空気清浄機（抗ウイルスに効果が認められるもの）
⑦	消毒液ボトル設置台（足踏み式等）	⑰	二酸化炭素濃度測定器
⑧	間仕切り（アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン等）	⑱	加湿器
⑨	非接触体温計	⑲	湿度計
⑩	サーモグラフィカメラ		